

帯広市立大正小学校父母と先生の会々則

帯広市立大正小学校

第1章 総 則

- 第1条 この会は、大正小学校父母と先生の会（以下この会）という。
- 第2条 この会は、事務局を大正小学校におく。
- 第3条 この会は、父母と教職員が協力して、家庭と学校と社会における児童の健全な成長を図ることを目的とする。
- 第4条 この会は、前条の目的を達成するために次の活動を行う。
1. よい父母、よい教職員となるように努める。
 2. 家庭と学校の密接な連携によって児童の生活向上を図る。
- 第5条 この会は、教育の向上を本旨とする民主団体として、次の方針に従って活動する。
1. 児童の教育並びに福祉のために活動する他団体及び機関と協力する。
 2. 特定の政党や宗教に偏せず、営利を目的とする行為は行わない。
 3. この会は、帯広市・全道・全国のPTA協議会に参加する。

第2章 会 員

- 第6条 この会の会員は、次のとおりである。
1. 大正小学校に在籍する児童の父母、またはこれに代わる保護者。
 2. 大正小学校に在職する教職員。

第3章 役 員

- 第7条 この会の役員は、次のとおりである。
- | | | | | |
|-------|--------|-----------------|-----------|-----|
| 会 長 | 1名 | 副会長 | 2名 | 学校長 |
| 事務局長 | 1名（教頭） | ※事務局員を置くことができる。 | | |
| 会 計 | 1名 | 監 事 | 2名 | |
| 総務部部长 | 1名 | 同副部长 | 3名（1名は学校） | |
| 教養部部长 | 1名 | 同副部长 | 3名（1名は学校） | |
| 育英部部长 | 1名 | 同副部长 | 3名（1名は学校） | |
- ※役員は原則として兼任を避ける。
- 第8条 役員は、各地区の代表による役員選考委員会において推薦し、総会の承認を得るものとする。
- 第9条 各部の部員は、各地区から選出される。
- 第10条 役員及び部員の任期は1年とし、再任は妨げない。ただし、補欠選任の役員及び部員の任期は、その残任期間とする。
- 第11条 会長は本会を代表する。副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその任にあたる。
- 第12条 会計は、次の業務を行う。
1. 総会で決定した予算に基づいて、一切の会計事務を処理する。
 2. 毎年度の予算案の作成、並びに決算報告を行う。
 3. この会の財産を管理する。
- 第13条 事務局長は、次の業務を行う。

1. 総会、役員会、部会の議事並びにこの会の活動に関する重要事項の調整及び記録をす
るとともに、本会の庶務を行う。

2. 記録、通信その他本会に関する文書を管理する。

第14条 本会の活動を円滑に進めるため、総務・教養・育英の3部会を設ける。
業務は次のとおりである。

1. 年度ごとの事業活動計画の樹立と施行。

2. 会員相互の研修、学習会の計画と実施。

3. 地域社会の本会事業への参加の推進。

4. 学校諸行事の円滑推進への協力と参加。

5. 児童の家庭生活、社会生活並びに児童の自主的集団活動への指導。

6. 児童及び会員の福利厚生を図る。

第15条 監事の業務は次のとおりである。

この会の会計について、年1回の定期監査を行う。また、必要に応じて臨時監査を行う
ことができる。

第4章 会 議

第16条 総会は全会員をもって構成され、この会の最高議決機関であり、会長がこれを招集する。
定期総会は年1回開催する。臨時総会は会長が必要と認めたとき、または、会員の3分の
1以上の要求があったとき開催する。

第17条 総会は会員数に左右されることなく、総会の出席数をもって成立する。

第18条 総会の議事は、出席者の過半数を経て議決する。

第19条 総会の議長は、出席者の中から選出する。

第20条 役員会は、第7条の役員をもって構成し、会長が招集する。

第21条 各部の部長は、必要に応じて各部会を開く。

第5章 会 計

第22条 この会の運営並びに活動に要する経費は、会費・寄付金及びその他の収入によって賄う。

第23条 この会の経費は総会において議決された予算に基づいて行われる。

第24条 この会の決算は監事の会計監査を経て、総会において報告され承認を得る。

第25条 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

運 営 細 則

第1条 弔慰、餞別

児童及び会員の弔慰、転退職する教職員に対する餞別についての事項は会長・副会長の
合議による。

附 則

この規約は、昭和63年4月10日から施行する。

・平成 5年4月11日一部改正。

・平成15年4月13日一部改正。

・平成10年4月12日一部改正。

・平成22年2月12日一部改正。